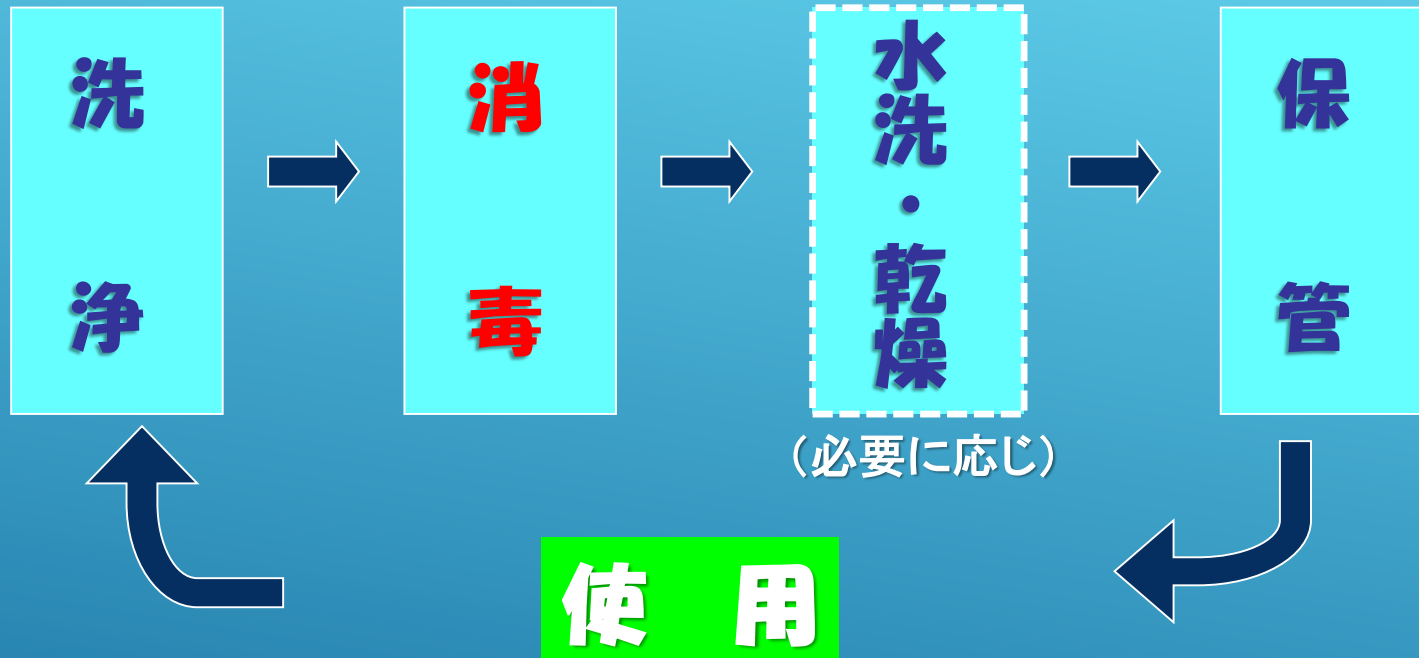


～美容所における衛生管理について～

# 器具等の消毒について

# 器具の洗浄・消毒・保管の手順



★皮膚に接する器具はお客様1人ごとに消毒した清潔なものを使用

★洗浄と消毒はセット

洗浄のみ→髪の毛や脂の汚れを落とすことはできても、殺菌はできません。  
消毒のみ→汚れが残ったまま消毒しても、殺菌効果は得られません。

# かみそり等の消毒方法

かみそり及びその他の器具で血液が付着しているもの（その疑いのあるもの含む）は十分に洗浄した後、次のいずれかの方法により消毒を実施すること。

- ・沸騰後2分間以上**煮沸**する
  - ・**消毒用エタノール**中に10分間以上浸す
  - ・**次亜塩素酸ナトリウム水溶液**に10分間以上浸す
- （美容師法施行規則第25条）

**消毒薬は保管方法及び使用期限に注意して管理して下さい。**

**かみそりを使わないからといって、消毒薬の設置が必要ないわけではありません。**

# 血液が付着した場合の危険性

## 血液を介して感染するウイルス

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス など



これらのウイルスは、感染後すぐに症状が出ないため、感染者自身も周囲の人にも気付けない

## 美容所での感染の可能性

器具についた感染者の血液が、傷口を介して、美容師や他のお客さんの体内に入り、**2次感染する可能性がある。**

適切に消毒しないと、**知らないうちに感染が広がる恐れ**があります。

# 紫外線消毒の留意事項

○ 紫外線は適切に器具に照射されていますか？

陰になって紫外線の届かない部分は消毒されません。

器具を重ねないように並べるとともに、はさみやかみそりは開く等して消毒してください。

○ 紫外線灯は切れていませんか？

紫外線灯は**2000~3000**時間の照射で出力が低下し、寿命を迎えますので、適時交換して下さい。





# 適切な消毒方法

**煮沸**

沸騰してから**2分**以上

**紫外線照射**

$85 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ 以上で**20分**以上

**蒸気消毒**

$80^\circ\text{C}$  超の蒸気で**10分**以上

**1週間以内に薬液取替え**

**消毒用エタノール**

表面を拭く

※血液の付着疑いがある場合は、10分以上浸す

**毎日薬液取り替え**

**次亜塩素酸ナトリウム水溶液**

0.01～0.1%に**10分**以上浸す

※血液の付着疑いがある場合は、0.1%で使用

**逆性石けん液**

0.1～0.2%に**10分**以上浸す

**グルコン酸クロルヘキシジン**

0.05%に**10分**以上浸す

**両性界面活性剤**

0.1～0.2%に**10分**以上浸す

# 室内換気について





# 換気状態

換気を充分に実施し、室内の二酸化炭素濃度は以下の基準に合致すること。

- ・ 5000ppm以下に保つこと

(美容師法施行規則第27条)

- ・ 1000ppm以下が望ましい

(理容所及び美容所における衛生管理要領)

(参考)大気中の二酸化炭素濃度:約400ppm

換気扇を常時回す等、**外気を取り入れて下さい。**

# 施術にあたっての留意事項について



# 衛生上必要な措置

施術に際しては、以下の事項に留意ください。

- ・ 身体を常に清潔に保ち、**清潔な被服を着用**すること。
- ・ 美顔術その他の顔面に接する作業を行う場合には、**清潔なマスクを使用**すること。
- ・ 客に接するときは、**手指を石けんで洗い**、必要に応じて消毒すること。

(高槻市美容師法施行条例第3条)

**新型コロナウイルス感染症流行に伴い、感染防止の観点からも徹底をお願いします。**

# 手指の洗浄・消毒について

- ① **血液等に触れた**場合、あるいは、そのおそれがある場合

流水と石けんを用いて少なくとも手指を15秒間洗浄すること。

- ② それ以外の場合

上記方法又は速乾性擦式消毒薬を乾燥するまで擦り込んで消毒すること。

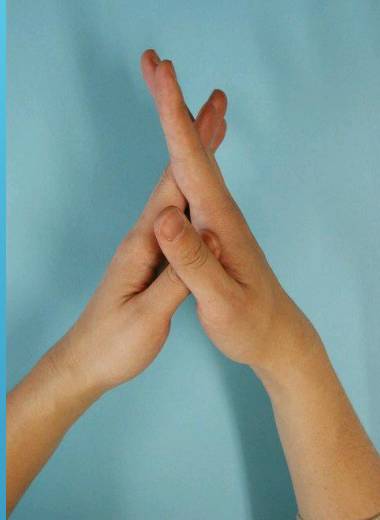


速乾性擦式消毒薬

# 手指の洗淨・消毒方法



①水で手をぬらし、  
石けんをつけ、手の  
平をこすり合わせる



②両手の指の間もこ  
すり合わせる



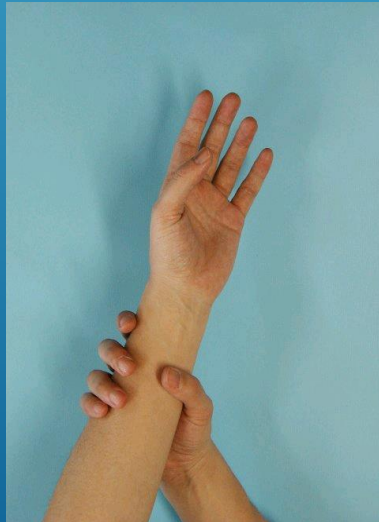
③手の甲も、もう一  
方の手の平でこすり  
合わせる



④指先も、こすって  
洗う



⑤親指をもう一方の  
手の平で、こすって  
洗う



⑥最後は手首を洗う

手洗いは

まず洗淨

石けんを使って、手順の①～⑥を

次に

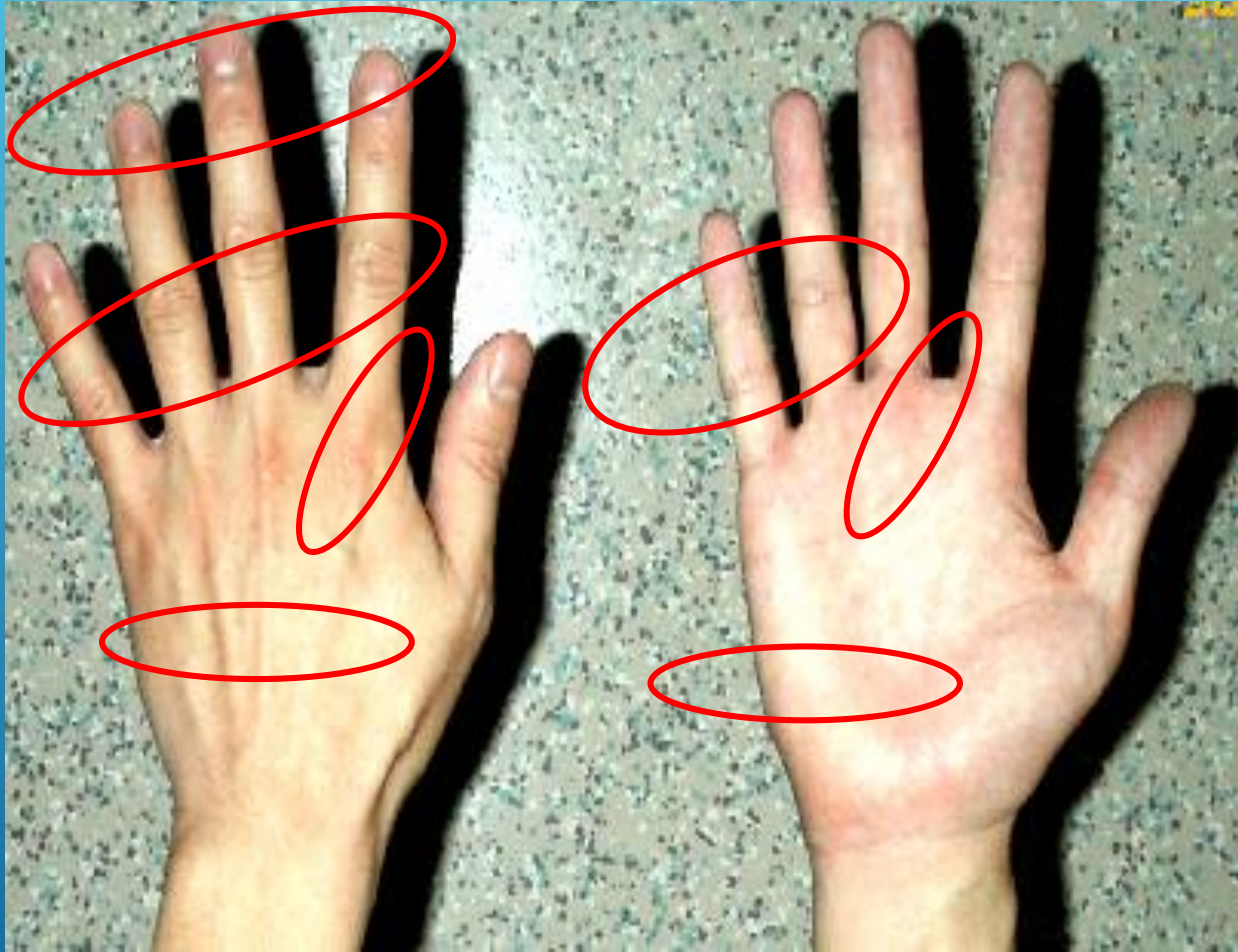
消毒薬を使って、手順の①～⑥を

最後に

ペーパータオルなどで、ふき取ります



洗っても、洗い残しやすい部位は・・・



特に利き手に多い！



洗い残しをしやすい部位を可視化すると・・・



爪の生え際、傷跡も・・・

その他



# 確認済証の掲示

美容所の開設者は、確認を証する書面の交付を受けたときは、美容所内の**見やすい箇所**にこれを**掲示**しなければならない。

（高槻市美容師法施行条例第4条第2項）

大事にしまいこまず、見やすい所に**掲示**して下さい。

汚したり、紛失したときは、**再交付申請**をして下さい。

# 届出事項変更届出

美容所の開設者は、届出事項に変更を生じたとき、又は廃止したときは、**すみやかに都道府県知事(高槻市の場合は、高槻市長)に届け出**なければならない。

(美容師法第11条第2項)

変更届が必要な場合とは・・・

- 店名を変えるとき
- **美容師を雇用したとき**
- 管理美容師を変えるとき
- 構造設備(美容椅子の台数等)を変えたとき 等

**施設面積の半分以上増減した場合は、新規に開設届が必要**

衛生管理において気になる点や  
ご不明な点等ありましたら、下  
記までご相談下さい。

高槻市保健所 保健衛生課

住所：高槻市城東町5-7

電話：072-661-9331